

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳 情 6 年 地 域 第 8 号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6 年 - 8 (R 6 . 4 . 15)	地 域	各所属に寄せられた質問等に係る適切な対応等について	

▶陳情事項

県議会から執行部に対し、次の事項について求めること。

- 1 各所属に寄せられた、県民からの意見や質問などについて、県民の声処理要領に準じ、可及的速やかに、適切な対応をすること。
- 2 所属の事務に関わる県民の質問などについて、県民参画基本条例の規定を踏まえ、県が保有する県に関する情報の説明を県民から求められた場合、丁寧な対応をし、必要な説明を尽くすこと。

▶陳情理由

米軍機が、令和6年3月22日に低空飛行訓練を行っていたので、それについて、市町村課に、うるさいので対策してほしい、やめさせてほしいと、訓練中止を国に対し申し入れるようにと同月23日メールで申し入れを行った。

それに対し、4月4日まで一切返信がなく、どうなっているか尋ねたところ、「ご提供いただいた目撃情報については、国に適切な措置を行うように要請しましたので、ご承知ください。」(原文ママ)と返ってきた。

しかし、措置要請の日が書かれておらず、それでは、私の催促を受けてメールに気づき、要請したのかと思ったので、いつ認識して要請したのかを聞いた。すると、どうやら、元々のメールを認識した日は、令和6年3月25日、国に対して要請した日は同月26日のようである。ただ、「国に措置を要請したことをもって、対応が終了したものと思っており、意見者への返信を不要と考えていた」ようで、返信を怠っていたようである。

しかし、通報者からすれば、通報がどのように扱われたのか知らなければ、それが改善されるかも分からず、そもそもメールが到達しているかもわからない。

あわせて執行部からは、今後目撃した場合は、市町村に対し、直接通報するようにメールで回答があった。そこで、「市町村課に直接メールは出来ないのか」「ここに直接メールできないとすれば、それはなぜか」「国に対しファクシミリでどのような文面で要請したのか」聞いたところ、お答えを差し控えるというふざけた答弁が返ってきた。

(メール文面)

4月10日に御質問がありました件について、既に国に適切な措置を要請して対応しておりますので、これ以上の御質問に対しては、お答えを差し控えさせていただきます。

地域社会振興部市町村課

電話：0857-26-7580・7581

本件は、輸送機の是非などというイデオロギー的な問題ではない。県民から意見や要望が寄せられ、それに対し、適切に事務をすることは当然である。

県民参画基本条例にも、

「第4条 県民は、県による情報提供に関し、詳しく、かつ、分かりやすい説明を行うよう求めることができる。」とある。

また、県民への誓いには、

「県民の声を聴き、県民の視点に立って行動します。

情報を公開し、説明責任を果たします。」

とある。どのような文面で要請をしたのか聞いても、答えてくれない執行部の対応は、説明責任を果たしておらず、本当におかしいと思う。

そもそも、平成26年10月14日付けで、未来づくり推進局長・県民課長連名で、各所属に対して次のとおり通知がなされている。

- ・各所属に意見等が寄せられた際には、原則として県民の声の登録をし、県民の声実施要領等に基づき、適切に対応（処理依頼を受けた日から原則5勤務日以内に回答）すること。

- ・県民の声に登録しなかった質問等については、法令等の定めがある場合を除き、県民の声実施要領等に準じて適切に対応すること。

そもそも、県民から、そうした騒音に関しての要請を行う窓口について、県は、直接県に寄せたらダメなのか聞いたら、お答えを差し控えると言われた。本来、県は、そうした窓口を、県に設けていないのであれば、それを設けるべきとも思う。

▶提出者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

地域社会振興部（市町村課）

【県の取組状況】

○米軍機低空飛行に関する目撃情報については、市町村等から情報提供される都度、国に報告するとともに、適切な措置を行うよう国に要請しているところ。

○本件陳情に係る目撃情報についても、国への報告及び適切な措置を行う旨の要請を行い、適切に処理している。

※参考：米軍機の低空飛行に関する市町村課へのメールの対応

- ・令和6年 3月23日（土） 市町村課代表メールアドレス（以下「市町村課」）に、米軍機低空飛行の目撃情報（日時・場所等）と騒音がうるさいのでやめさせるようにとのメールを受信
- ・令和6年 3月25日（月） 米軍機の低空飛行に関する情報提供メールを確認
- ・令和6年 3月26日（火） 国に対して適切な措置をするようにファクシミリにより要請
- ・令和6年 4月4日（木） 送信者から市町村課に、送信者のメール（3月23日）に対しての返信を求めるメールを受信
- ・令和6年 4月4日（木） 市町村課から送信者に、情報提供のお礼及び、県では住民の方から各市町村にお寄せいただいた目撃情報を取りまとめ、国へ報告しているため、今後、目撃された場合には、お住まいの市町村にご連絡をいただくよう協力をお願いする旨を返信（返信メールに、県市町村課のホームページ（米軍機低空飛行訓練に係る目撃情報の市町村役場の連絡先等の情報）のリンクを添付）
- ・令和6年 4月5日（金） 送信者から市町村課に、返信が遅くなった理由及び送信者のメールを認識した日と国に対して要請した日について回答を求めるメールを受信
- ・令和6年 4月8日（月） 市町村課から送信者に、返信が遅くなった理由として、目撃情報のメールについて、国に適切な措置を要請して対応を終了したものとしており、4月4日にメールをいただき、返信を要請されていることを認識したこと並びに、返信メールを認識した日（3月25日）及び国に対し要請した日（3月26日）を回答
- ・令和6年 4月8日（月） 送信者から市町村課に、到達確認の返信がないことが不誠実であること、要請の形式に関して回答を求めるメールを受信
- ・令和6年 4月9日（火） 市町村課から送信者に、国に対してファクシミリにより、低空飛行訓練の飛行中止等を要請したことを回答
- ・令和6年 4月10日（水） 送信者から市町村課に、当該ファクシミリの文面と県に直接メールを送ってはダメな理由の回答を求めるメールを受信
- ・令和6年 4月11日（木） 市町村課から送信者に、既に国に適切な措置を要請して対応していることと、これ以上の御質問に対しては、お答えを差し控えさせていただく旨を回答（回答メールに、県市町村課のホームページ（米軍機低空飛行訓練に係る目撃情報の市町村役場の連絡先等の情報）のリンクを添付）
- ・令和6年 4月11日（木） 送信者から市町村課に、説明責任を果たさない姿勢は許せないもので、適切な措置を講じる旨のメールを受信